

京都市告示第165号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成26年度の地籍調査事業を次のとおり実施します。

平成26年6月2日

京都市長 門川大作

1 事業計画が告示された日

平成26年5月13日（京都府告示第278号）

2 調査を実施する者の名称

京都市

3 調査地域

上京区出水平学区のうち櫛笥町、中書町、二町目、三町目、南伊勢屋町の一部、北伊勢屋町の一部、左馬松町の一部、中務町の一部、小山町の一部、西院町の一部、浮田町の一部、中村町の一部、下丸屋町の一部及び田中町の一部

4 調査期間

平成26年6月2日から平成27年3月31日まで

（行財政局財政部財産活用促進課）